



【学生の皆さんへ】新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた最大限の取組へのお願い

- 本県では、新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づき、令和3年9月13日から本年3月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところです。
- こうした中、オミクロン株の感染がかつてない速度で急速に拡大しており、今後、感染拡大リスクを確実に低減させるための効果的な対策を講じていく必要があることから、1月23日、別紙のとおり『**新型コロナウイルス感染拡大防止への臨時特別協力要請**』を発出したところです（同月25日に一部を改訂。）。
- この要請では、2月13日までの間、**家庭内での感染防止対策の徹底（ファミリーマスクの着用）、運動時におけるマスクの原則着用**など感染防止対策のさらなる徹底をお願いしているところです。
- 学生の皆さんにおかれましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた『**最大限の取組**』を是非ともお願いします。

基本的な感染対策の徹底等について

- 日常生活を営むに当たり、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染対策を徹底するとともに、十分な換気（30分間に1回程度）を行う。冬季は暖房使用により換気がおろそかになりがちのため、特に定期的な換気に留意する。
- 家庭内において会話をする際には食事の際も含め、**マスクの着用（ファミリーマスク）**を徹底する。（**2月13日まで**）
- 発熱の有無に関わらず、喉の痛みや咳など、少しでも体調が悪い場合には、できる限り早くかかりつけ医や医療機関で受診する。

外出について

- 人混みへの外出、密閉・密集・密接の「三つの密」がある場への外出、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用を自粛する。
 - ① 通学、通院、生活必需品の買い出し、ワクチン接種などを除き、外出や他の市町村への移動の際には、県からの感染状況等の情報をよく把握した上で、慎重に判断して行動する。また、② **まん延防止等重点措置の対象区域である都道府県への移動**は、通学、通院などやむを得ない事情がある場合を除き自粛する。
- ※ ①については2月13日まで、②については2月20日まで

会食について

- 大人数（同一グループの同一テーブルでの5人以上）での会食については、自粛すること。基本的な感染防止対策が行われていない大人数による会食は、自粛する。（2月13日まで）
- 会食に際しては、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用は避け、『グリーン・ゾーン認証施設』を利用するとともに、その施設が定める感染防止ルールを厳守する。

※『グリーン・ゾーン認証施設』：事業者が行う感染防止対策が山梨県が示す基準に適合しているものとして認証する制度（グリーン・ゾーン認証制度）により認証を受けた施設



COCOAの利用について

- スマートフォンを活用して感染者と接触した可能性がわかる接触確認アプリ（COCOA）を利用する。

※ 県からの新型コロナウイルス感染症拡大防止への協力要請の詳しい内容については、山梨県ホームページを御覧ください。

《HPアドレス》 <https://www.pref.yamanashi.jp/>

新型コロナウイルス感染拡大防止への臨時特別協力要請について

本県においても、オミクロン株の感染がかつてない速度で急速に拡大しています。

これに対しては、オミクロン株の特性（感染拡大は速く、高齢者や基礎疾患者を除けば症状は比較的軽度）や感染防止体制等に係る本県の状況に即して、感染拡大リスクを確実に低減させるために効果的な対策を講じることが肝要です。

このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年2月13日までの間、臨時特別協力要請を発出しますので、協力をお願いします。

令和4年1月23日

（令和4年1月25日改訂）

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 山梨県民の皆様へ

（1）ワクチン未接種者の不要不急の外出自粛

- ① ワクチンの2回接種を終えていない方は、ワクチン接種者と比較して感染者の発生率と重症化リスクが高く、医療提供体制への影響が大きいことから、通勤、通学、通院、生活必需品の買い出し、ワクチン接種など、やむを得ない事情がある場合を除き、不要不急の外出・移動を自粛してください。

（2）家庭内での感染防止対策の徹底（特に子どもを守るための対策の徹底）

- ① ワクチン未接種の子どもへの感染拡大が確認されていることから、やむを得ない事情がある場合を除き、子ども連れでの不要不急の外出・移動を自粛するとともに、家庭において子どもへの感染を防止するための対策を十分に講じてください。
- ② 家庭内において会話をする際には食事の際も含め、マスクの着用（ファミリーマスク）を徹底してください。

2 事業者の皆様へ

（1）ワクチン接種の勧奨や人の集まりを減らす取り組みの徹底

- ① 健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方を除き、ワクチン未接種の従業員等に対し、ワクチンの接種を強く勧奨してください。
- ② 在宅勤務（テレワーク）や時差出勤、休暇の積極的な取得など、人との接触

を低減する取り組みを一層実施してください。

- ③ 従業員等が体調不良の申し出をしやすい環境づくりや体調不良の従業員等は早期に帰宅させ、受診を勧めるといった「広げない」ための対策をしてください。
- ④ ワクチンの2回接種を終えていない従業員等には、テレワークの推奨や不特定多数の方と直接接する業務を控えるなど、勤務環境の配慮をお願いします。
なお、健康上の理由等により接種を受けられない従業員等が不利益となる扱いを受けないよう配慮をお願いします。

(2) クラスターリスクの高い事業所（高齢者、障害者、児童福祉施設等）における感染防止対策の徹底

- ① マスクを外す機会となる食事の時間を分散するなどの対策を講じてください。

(3) 運動の機会を伴う施設における感染防止対策の徹底

- ① 従来からの感染防止対策に加え、運動時においても原則マスクを着用した状態を維持してください。マスクの着用により健康を害する可能性がある場合には、運動強度を下げるなどの工夫をしてください。
なお、水泳などやむを得ずマスクを外す必要がある運動においては、非着用時の十分な距離の確保などの取り組みを必ず実施してください。

3 学校関係者の皆様へ

(1) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における感染防止対策の徹底

- ① 準備が整い次第、速やかに、クラスを分割した授業の実施やオンライン授業の活用、分散登校などの感染防止対策に配慮した授業等を実施してください。
- ② 職員室の分散化やオンラインを活用した職員会議の開催など、教職員同士の接触機会の低減に最大限努めてください。
- ③ 中学校、高等学校及び特別支援学校における部活動は、原則自粛してください。
なお、要請期間中における関東大会、全国大会等への出場については、保護者、生徒と十分に相談のうえ、参加の是非を検討し、出場する意向のある部活動にあっては、2（3）①に準ずるなど十分な感染防止対策を講じたうえで、学校間感染を防ぐ観点から自校内のみの活動としてください。

(2) 大学等における感染防止対策の徹底

- ① 健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方を除き、ワクチン未接

種の学生に対し、ワクチンの接種を強く勧奨してください。

- ② 部活動や課外活動を行うに当たっては、必要最小限の活動に留めるとともに、従来からの感染防止対策に加え、運動時におけるマスクの原則着用（詳細は2（3）①に準ずる）、マスクを外した状態での接触や大声を避けるなど、感染リスクの低減に繋がる取り組みを必ず実施してください。
- ③ 学生が行う飲み会等に関して、感染拡大に繋がる行為は厳に慎むよう注意喚起をしてください。
- ④ 発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知してください。
- ⑤ 感染防止と対面授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応してください。